

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年7月31日（金） 9：19～9：36

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国务大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国务大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国务大臣（法務大臣）

茂木敏充 国务大臣（外務大臣）

萩生田光一 国务大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国务大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国务大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国务大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国务大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国务大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国务大臣（防衛大臣）

菅義偉 国务大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国务大臣（復興大臣）

武田良太 国务大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国务大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○国会提出案件 7件

○公布（条約） 1件

○政令 10件

○人事 2件

○配布 5件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権免除協定」の受諾について、御決定をお願いいたします。本条約は、先の通常国会で承認を得たものであります。あわせて、本条約を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「地中海漁業一般委員会協定」からの脱退について、御決定をお願いいたします。本件は、同委員会が平成27年以降、地中海におけるまぐろ類の資源の保存管理に関与しなくなったこと等の状況を踏まえたものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、令和2年7月豪雨の被災地における被災者生活再建支援に必要な経費外27件に、一般会計予備費から約1,017億円を使用するものであります。

次に、恩赦4件について、御決定をお願いいたします。即位の礼に当たり行う特別基準恩赦として、復権及び刑の執行の免除を行うものであります。

次に、「子供・若者白書」、「高齢社会白書」、「障害者白書」、「交通安全白書」、「少子化社会対策白書」及び「男女共同参画白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、それぞれ、子ども・若者育成支援推進法等に基づき、国会に提出するものであります。後程、これらにつきましては、衛藤大臣及び橋本大臣から、それぞれ御発言があります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、本年3月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣府本府組織令の一部を改正する政令」は、大臣官房に置かれる総括審議官等の改廃等を行うものであり、「外務省組織令の一部を改正する政令」は、国際法局に条約等に基づく紛争解決処理に関する事務の追加等を行うものであり、「厚生労働省組織令の一部を改正する政令」は、大臣官房に危機管理・医務技術総括審議官の新設等を行うものであります。

次に、「令和2年7月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令」は、同災害を、地方公共団体の要請に基づき国等が災害復旧事業に係る工事等について代行できるようにする非常災害に指定するものであります。

次に、「肥料取締法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法のうち、肥料の配合に関する規制の見直しに係る規定等の施行期日を本年12月1日等とするものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、指定混合肥料に係る事故肥料の譲渡について都道府県知事の許可を受ける場合に申請すべき事項を追加する等所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「道路運送車両法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち自動運行装置に組み込まれたプログラム改変による改造等に関する許可制度の創設

に係る規定等の施行期日を、本年11月23日等とするものであり、「同法施行令及び同法関係手数料令の一部を改正する政令」は、同改造等の許可申請に係る手数料の額等を定めるものであります。

次に、「港湾法施行令の一部を改正する政令」は、瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域に新たな海域を追加する措置を講ずるものであります。

次に、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、第一種動物取扱業者の基準遵守義務に係る規定等の施行期日を令和3年6月1日等とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、厚生労働省及び防衛省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、防衛事務次官高橋憲一が退官し、その後任に大臣官房長島田和久を、充てるものであります。

次に、橋口守人外775名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「内閣府年央試算」があります。本件につきましては、後程、西村大臣から御発言があります。

次に、「労働力調査報告」及び「令和2年度普通交付税大綱」があります。後程、「労働力調査報告」につきましては総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から、「普通交付税大綱」につきましては総務大臣から、それぞれ御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について」の検査結果について、会計検査院から内閣に対し報告があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日米相互防衛援助協定に基づく指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視及び偵察の能力に係る共同研究に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、当該共同研究に関する計画の実施のために必要な情報、装備及び資材を相互に提供し、必要な資金を共同して負担すること等について取り極めるものであります。なお、8月3日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、衛藤大臣から5件御発言がございます。

○衛藤国務大臣：まず、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策の実施状況等を報告する「子供・若者白書」を毎年、国会に提出しています。

本年の白書では、「子供・若者の意識と求める支援」について、調査の結果を紹介しております。また、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族の支援を始めとする各府省の施策の実施状況を記述しています。

全ての子供・若者が健やかに成長し、次代を担う若者として自立・活躍できる社会の実現は、極めて重要です。閣僚の皆様におかれましても、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、高齢社会対策基本法に基づき、高齢社会対策の実施状況等を報告する「高

齢社会白書」を毎年、国会に提出しています。

本年の白書では、「高齢者の経済生活に関する調査」の結果をもとに、その実態と意識を特集として取り上げたほか、高齢社会対策に関する各府省の施策を記述しています。

高齢社会対策の推進のため、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、障害者基本法に基づき、障害者施策の概況を報告する「障害者白書」を毎年、国会に提出しています。

本年の白書では、障害への一層の理解促進や心のバリアフリーの普及を始め、教育、雇用、生活、まちづくり、情報アクセシビリティなど、各分野の施策や官民の取組を紹介しています。

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、理解し合える共生社会の実現に向け、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空の分野ごとの交通安全に関する施策の現況等を報告する「交通安全白書」を毎年、国会に提出しています。

本年の白書では、子供が犠牲となる交通事故、高齢運転者による交通事故に着目して分析を行うとともに、昨年6月に取りまとめた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の経緯と進捗状況について、特集として記述しています。

悲惨な交通事故を極力減らすため、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の概況等を報告する「少子化社会対策白書」を毎年、国会に提出しています。

本年の白書では、本年5月に策定した新たな少子化社会対策大綱に盛り込まれた、「希望出生率1・8」の実現を阻む隘路の打破に向けた具体的な施策を紹介するほか、少子化対策に関する各施策の実施状況を記述しています。

少子化対策の推進のため、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、橋本大臣。

○橋本国務大臣：男女共同参画白書について御説明申し上げます。この白書は、男女共同参画社会基本法に基づき、毎年度、国会に提出するものです。

本年度は、働く女性が増える一方で、女性が依然として「家事・育児・介護」の多くを担っている状況を踏まえ、『家事・育児・介護』と『仕事』のバランス～個人は、家庭は、社会はどう向き合っていくか』を特集テーマとして取り上げております。

具体的には、家庭内での「家事・育児・介護」の分担に焦点を当て、性別や家族類型ごとに生活時間の推移や現状、課題を整理し、家事等と仕事のより良いバランスを考え、見直してみることの意義や重要性について記述しています。

この度の白書の分析結果も踏まえて、男女共同参画社会の実現を進めてまいります。

すので、引き続きの御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、西村大臣。

○西村国務大臣：「内閣府年央試算」について報告します。お手元に資料を配布しております。

本年央試算は、「ウィズコロナ」を前提として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、国民の意識や行動が変化することで、「新たな日常」が定着していく中で、経済が回復していく姿を示しています。

我が国経済は、本年4、5月を底に内需主導で徐々に回復し、実質成長率は、今年度マイナス4.5パーセント程度、来年度3.4パーセント程度と見込まれ、感染症が拡大する前のGDPの水準を来年度末には取り戻す姿となっています。

こうした目指すべき経済の姿を実現するため、政府は「経済財政運営と改革の基本方針」に掲げられた各種施策を推進するとともに、引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第2次補正予算を速やかに実行してまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○高市国務大臣：まず、本日、各地方公共団体に交付する令和2年度の普通交付税の額を決定いたしました。その総額は、15兆5,926億円であり、前年度の額に比べて、3,825億円の増となっております。

令和2年度においては、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費を算定するため「地域社会再生事業費」を設けるとともに、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化などに要する経費の財源を措置しております。また、東日本大震災の被災団体に対しては、引き続き算定上の特例措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮しております。

なお、都道府県にあっては東京都が、市町村にあっては75団体が不交付団体となっております。

次に、本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。6月の就業者数は6,670万人と、1年前に比べ77万人減少し、3か月連続の減少となりました。また、就業者のうち、休業者数は236万人と、1年前に比べ90万人の増加となりました。5月と比較すると、増加幅は184万人の縮小となっています。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は8万人の増加、完全失業者は3万人の減少となりました。完全失業率は2.8%と、前月に比べ0.1ポイント低下し、7か月ぶりの低下となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：令和2年6月の有効求人倍率は、季節調整値で1.11倍と、前月を0.09ポイント下回りました。また、正社員有効求人倍率は0.84倍と、前月を0.06ポイント下回りました。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が減少し

ており、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられます。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。

先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」や「成長戦略実行計画」等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くすとともに、雇用と生活を守るため、必要な対策を講じていきます。また、令和2年7月豪雨により被災した地域については、雇用の維持を始め、被災された皆様への支援に全力で取り組んでいきます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

環境大臣から御発言がございます。

○小泉国務大臣：明日から8月となり、夏も本番です。昨年の熱中症による救急搬送者は約7万1,000人、死者は約1,200人に上りましたが、今年の夏も全国的に平年より気温が高くなると言われています。

今夏は新型コロナウイルス感染症や豪雨災害もあり、熱中症予防は極めて重要です。厚生労働省とともに「屋外で人と十分な距離を確保できる場合はマスクをはずす」よう呼びかけていますが、株式会社タニタの調査によると約半数の人はこれを知らないと答えています。より一層効果的な周知が必要です。

現在、気象庁とともに新たに「熱中症警戒アラート」を関東甲信地方で先行して実施しているところであり、先月には、関係省庁の局長級会議にて私から政府内の連携・協力を働きかけました。政府一丸となった熱中症対策の推進に向け、関係閣僚の皆様の御協力をお願いします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 2 年 〕 (金)
7 月 31 日

◎ 一般案件

- 資料あり
 ○ 国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の受諾について（決定）（外務省）
- 〃 ○ 地中海漁業一般委員会の設置に関する協定からの脱退について（決定）（同上）
- 〃 ○ 令和 2 年度一般会計予備費使用（28 件）について（決定）（財務省）
- 資料なし
 ☆ 恩赦（特別）について（決定）（内閣官房）

◎ 国会提出案件

- 資料あり
 ○ 「令和元年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」について（決定）
 （内閣府本府）
- 〃 ○ 「令和元年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「令和 2 年度高齢社会対策」について（決定）（同上）
- 〃 ○ 「令和元年度障害者施策の概況」について（決定）（同上）
- 〃 ○ 「令和元年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和 2 年度交通安全施策に関する計画」について（決定）（同上）
- 〃 ○ 「令和元年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」について（決定）（同上）
- 〃 ○ 「令和元年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「令和 2 年度男女共同参画社会の形成の促進施策」について（決定）（同上）
- 〃 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働省）

◎ 公布（条約）

資料なし

- ☆ 国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定（決定）（外務省）

◎ 政 令

資料あり

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 外務省組織令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 令和2年7月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 肥料取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 肥料取締法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 港湾法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（環境省）

◎ 人 事

資料あり

- 各府省幹部職員任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆ 千葉大学名誉教授橋口守人外775名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

- ☆令和2（2020）年度内閣府年央試算
(内閣府本府)
- ☆労働力調査報告
(総務省)
- ☆令和2年度普通交付税大綱
(同上)
- ☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
(内閣官房)
- ☆月例経済報告
(内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和2年〕
〔7月31日〕（金）

資料
なし

◎一般案件

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく指揮，統制，通信，コンピュータ，情報，監視及び偵察の能力に係る共同研究に関する書簡の交換について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕